

利用定員の設定に係る意見聴取について

平成30年度第1回 西条市子ども・子育て会議
(平成30年10月25日)

1 子ども・子育て会議の所掌事務について

- ① 幼稚園、保育所、認定こども園（特定教育・保育施設）が利用定員を設定する際の事前の意見聴取

子ども・子育て支援法第31条第2項

市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

- ② 家庭的保育事業、小規模保育事業等（特定地域型保育事業）が利用定員を設定する際の事前の意見聴取

子ども・子育て支援法第43条第3項

市町村長は、第一項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

- ③ 子ども・子育て支援事業計画を策定、変更する際の事前の意見聴取

子ども・子育て支援法第61条第7項

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

- ④ 子ども・子育て支援関連施策の推進のために必要な事項とその実施状況の調査審議

子ども・子育て支援法第77条第1項第4号

当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 確認と利用定員について

(1) 確認について

子ども・子育て支援新制度においては、市の財政支援（施設型給付、地域型保育給付等）の対象となるために、学校教育法、児童福祉法、認定こども園法に基づく認可を受けていることを前提として、市の「確認」を受けることが必要となる。

(2) 利用定員について

利用定員は、「確認」にあたり、市の給付費の単価水準を決定するために、施設や事業者からの申請に基づいて、市が設定する。

利用定員は、認可定員と一致させることが基本であるが、認可定員と実際の利用人数とで乖離がある場合は、認可定員の範囲内で利用定員を設定することができる。

(参考：子ども・子育て支援新制度における認可と確認について)

		特定教育・保育施設	地域型保育事業	定員
認可	認可権者	愛媛県	西条市	認可定員 (施設設置等のための定員)
	根拠法令等	幼稚園：学校教育法 保育所：児童福祉法 認定こども園：認定こども園法 ※具体的な認可基準は、 国の幼稚園設置基準や 県の各種基準条例による。	西条市家庭的保育事業等の 設備及び運営に関する基準を 定める条例	
確認	確認権者	西条市	西条市	利用定員 (給付費算定のための定員)
	根拠法令等	西条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例		

3 平成31年度 確認対象施設

大町幼稚園

(1) 施設情報

	旧（平成30年度以前）				新（平成31年度以降）			
施設名	大町幼稚園				大町幼稚園			
該当地区	西条東部				西条東部			
公私区分	私立				私立			
住 所	西条市大町68				西条市大町68			
施設種別	確認を受けない幼稚園				特定教育・保育施設			
事業開始（予定） 年月日					平成31年4月1日			
認定区分	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			0歳児	1・2歳児			0歳児	1・2歳児
利用定員	105				60			
利用児童数 (H30.5.1現在)	65				65			
余裕定員	40				-5			

(2) 位置図



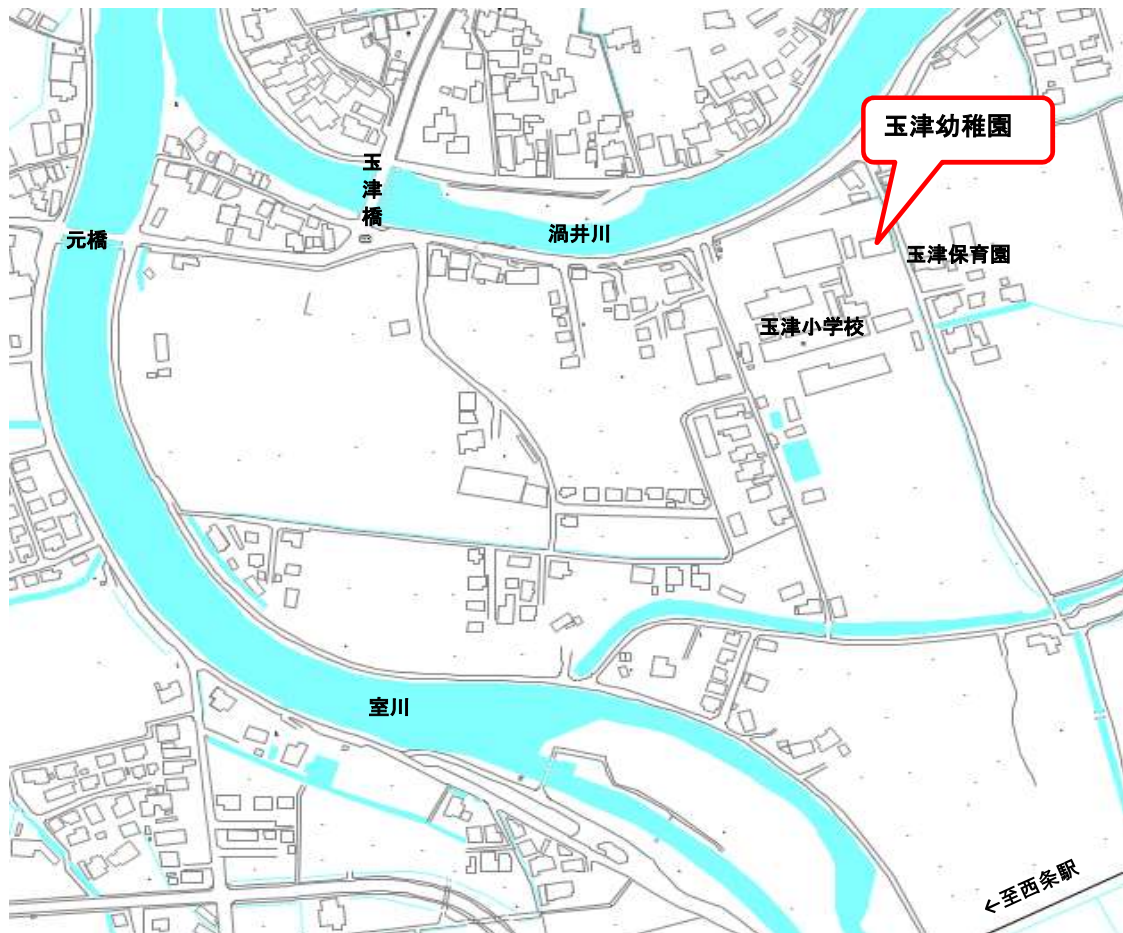
3 平成31年度 確認対象施設

玉津幼稚園

(1) 施設情報

	旧（平成30年度以前）				新（平成31年度以降）			
施設名	玉津幼稚園				玉津幼稚園			
該当地区	西条東部				西条東部			
公私区分	私立				私立			
住 所	西条市玉津202-5				西条市玉津202-5			
施設種別	確認を受けない幼稚園				特定教育・保育施設			
事業開始（予定） 年月日					平成31年4月1日			
認定区分	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			0歳児	1・2歳児			0歳児	1・2歳児
利用定員	110				60			
利用児童数 (H30.5.1現在)	48				48			
余裕定員	62				12			

(2) 位置図



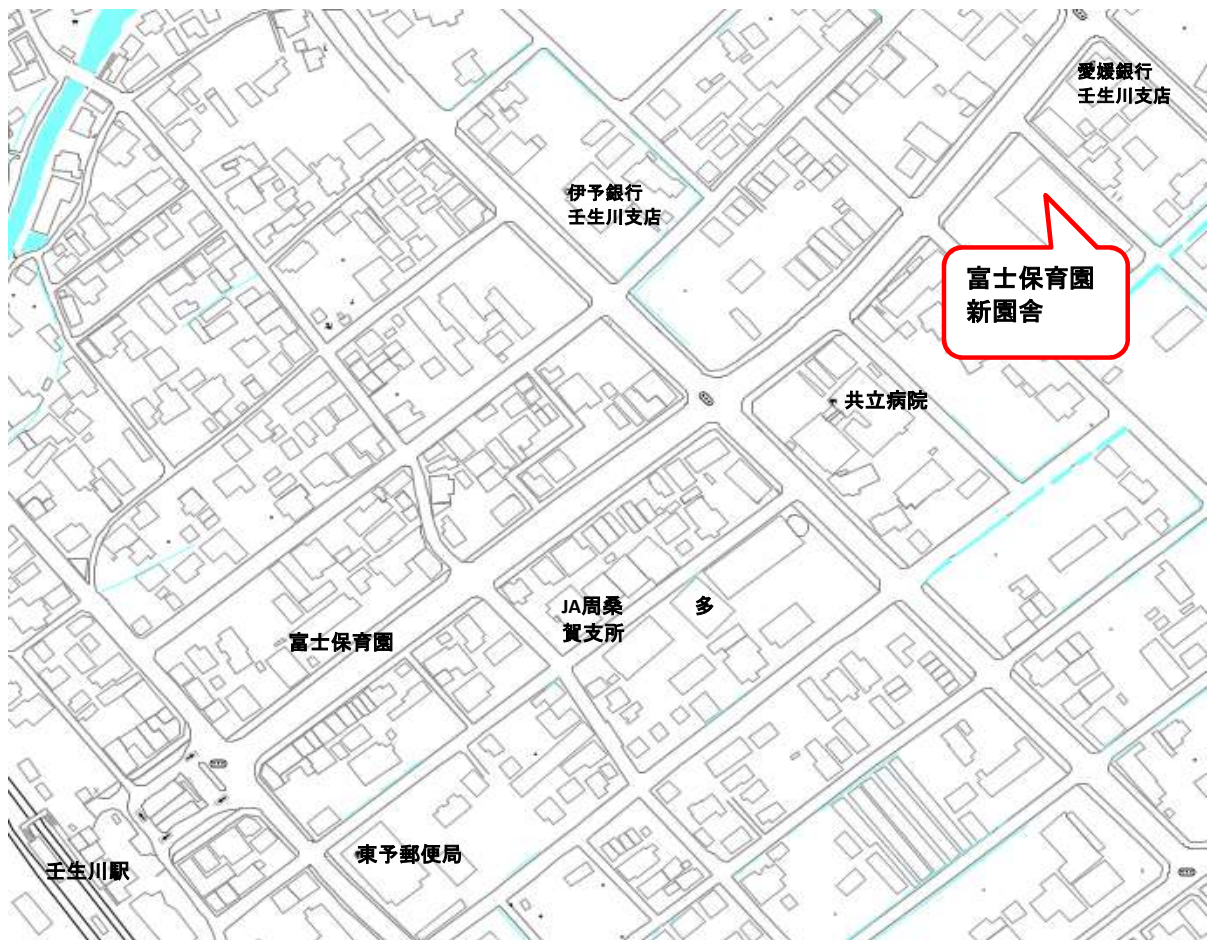
3 平成31年度 確認対象施設

富士保育園

(1) 施設情報

	旧（平成30年度以前）				新（平成31年度以降）			
施設名	富士保育園				富士保育園			
該当地区	東予				東予			
公私区分	私立				私立			
住 所	三津屋南13-9				三津屋南7-12、7-13、7-44			
施設種別	保育園				保育園			
事業開始（予定） 年月日					平成31年4月1日			
認定区分	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			0歳児	1・2歳児			0歳児	1・2歳児
利用定員		90	5	25		78	15	42
利用児童数 (H30.4.1現在)		68	6	43		68	6	43
余裕定員		22	-1	-18		10	9	-1

(2) 位置図



4 西条市子ども・子育て支援事業計画（幼児教育・保育の提供体制）数値変動

本市全体									
	平成30年度実績 (保育所等：H30.4.1現在 幼稚園：H30.5.1現在)				平成31年度 (利用児童数は、平成30年度実績を使用)				
	1号認定 (3～5歳児 教育標準 時間認定)	2号認定 (3～5歳児 保育認定)	3号認定 (0～2歳児保育認定)		1号認定 (3～5歳児 教育標準 時間認定)	2号認定 (3～5歳児 保育認定)	3号認定 (0～2歳児保育認定)		
			0歳児	1・2歳児			0歳児	1・2歳児	
① 利用児童数	854	1,692	136	897	854	1,692	136	897	
② 定員	特定教育・ 保育施設	815	1,807	205	738	935	1,795	215	755
	確認を受けない幼稚園	675				460			
	地域型保育 事業			18	53			18	53
	計	1,490	1,807	223	791	1,395	1,795	233	808
② - ①	636	115	87	△ 106	541	103	97	△ 89	

圏域別（西条東部地区）									
	平成30年度実績 (保育所等：H30.4.1現在 幼稚園：H30.5.1現在)				平成31年度 (利用児童数は、平成30年度実績を使用)				
	1号認定 (3～5歳児 教育標準 時間認定)	2号認定 (3～5歳児 保育認定)	3号認定 (0～2歳児保育認定)		1号認定 (3～5歳児 教育標準 時間認定)	2号認定 (3～5歳児 保育認定)	3号認定 (0～2歳児保育認定)		
			0歳児	1・2歳児			0歳児	1・2歳児	
① 利用児童数	439	849	77	505	439	849	77	505	
② 定員	特定教育・ 保育施設	115	821	117	372	235	821	117	372
	確認を受けない幼稚園	575				360			
	地域型保育 事業			10	37			10	37
	計	690	821	127	409	595	821	127	409
② - ①	251	△ 28	50	△ 96	156	△ 28	50	△ 96	

圏域別（東予地区）									
	平成30年度実績 (保育所等：H30.4.1現在 幼稚園：H30.5.1現在)				平成31年度 (利用児童数は、平成30年度実績を使用)				
	1号認定 (3～5歳児 教育標準 時間認定)	2号認定 (3～5歳児 保育認定)	3号認定 (0～2歳児保育認定)		1号認定 (3～5歳児 教育標準 時間認定)	2号認定 (3～5歳児 保育認定)	3号認定 (0～2歳児保育認定)		
			0歳児	1・2歳児			0歳児	1・2歳児	
① 利用児童数	253	391	21	181	253	391	21	181	
② 定員	特定教育・ 保育施設	420	444	42	159	420	432	52	176
	確認を受けない幼稚園	100				100			
	地域型保育 事業			0	0			0	0
	計	520	444	42	159	520	432	52	176
② - ①	267	53	21	△ 22	267	41	31	△ 5	